



® 平成 29 年 3 月 13 日 (月)

No. 14402 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ホームページ <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [大阪地裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《大阪地方裁判所》

損害賠償請求事件

(差込み式管継手事件) [上] (全2回)

—平成26年(ワ)第8137号、平成28年6月23日判決言渡—

事件の骨組

侵害訴訟事件で、本件特許の請求項1に係る発明(本件発明)は進歩性を欠き特許無効審判により無効にされるべきものであるとし、被告製品が本件発明の技術的範囲に属するか否かについて判断することなく、原告の3億6300万円(損害金3億3000万円、弁護士費用相当額3300万円)の損害賠償請求が棄却された事例である。

本件特許に対して、本件侵害訴訟に先立って、訂正審判(訂正2014-390054)が請求され、請求項1、請求項3、及び明細書【0005】の訂正が認められている。その訂正の適否の判断に際して、請求項1につ

知的財産の内外権利化と権利行使

プライムワークス国際特許事務所

PRIMEWORKS IP Attorneys

【情報・電子】

弁理士 *森下 賢樹
パートナ *村田 雄祐
弁理士 青木 武司
パートナ *真家 大樹
弁理士 菅野 茂
弁理士 山本 泰
弁理士 高田 寛人

【化学・材料・バイオ】

オペレーティングパートナー
弁理士 村上 雄一
弁理士 小澤 勝己
弁理士 吉川 太郎
弁理士 小澤 一郎
弁理士 田中 康夫
弁理士 吉澤 大輔
弁理士 大西 啓介
弁理士 *野田 裕子

【機械・制御】

パートナ *三木 友由
弁理士 富所 輝
弁理士 成田 俊介
弁理士 吉田 浩久
弁理士 岩井 洋二
弁理士 中田 孝幸
弁理士 小池 孝幸
【通信】
弁理士 *宗田 悟志

【商標】

弁理士 長谷川 綱樹
弁理士 *木村 純平
【法務】
弁護士(顧問) 横井 康真
中国 弁理士 張 嵩
中国 弁理士 サラムーア
米国 特許 クレア ツォッ
弁理士(顧問) ジェムズ ジャッジ
米国 特許 弁理士

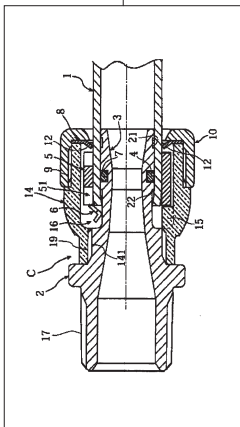
〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西2-11-12

グリュック代官山

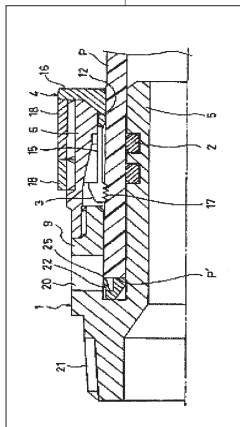
*付記弁理士(侵害訴訟代理権付記)

TEL 03-3461-3687 FAX 03-3461-3688 URL: <http://www.primeworks-ip.com/>

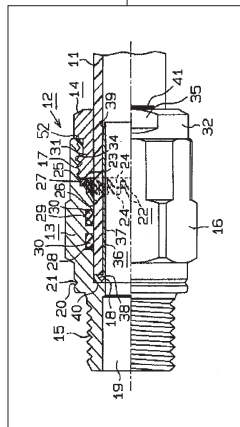
甲第1号証 [特開2002-31282号公報]



甲第2号証 [特開2002-81587号公報]

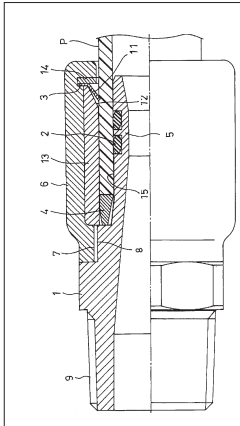


甲第3号証 [特開2002-257273号公報]



[訂正審判2014-390054の引用例1～3]

[本件発明：特許第4268811号]



[請求項1に係る発明の構成要件の分説]

A 継手本体に、弾性シールリング、抜止めリング、及びテーパー付リングを備えており、

B 前記継手本体は軸心方向一端部が内外二重筒体を有し、内筒体は継手本体と一体に形成され、外筒体は、継手本体とは別体で形成されて、内筒体の外周との間に管差込み間隙を形成するよう継手本体に結合されており、

C 前記内筒体の外周にはシールリング層を形成し、このシールリング層に、前記管差込み間隙内に挿入される管の外径よりも小さく、内径よりも大きい外径をもつ前記弾性シールリングが嵌め込まれており、

D 前記抜止めリングは、前記外筒体の内部に配備され、内筒部に前記管の外周面と食い込む並縮径変形自在な食込み歯を設けており、該食込み歯は食込み歯速がし用テーパーと対向され、

E 前記テーパー付リングは内筒部に前方拡がり状のテーパーを付けており、このテーパー付リングが前記内筒体の外周の前記弾性シールリングより軸方向外方部位と、前記外筒体の内周の前記抜止めリングより軸方向内方部位との間、前記管の一端部で押されるまま前筒部を前記管差込み間隙の内奥へ向けて軸方向内方へ移動するように嵌め込まれていることを特徴とする、

F 差込み式管継手。

[乙第23号証 (甲第1号証) との相違点]

相違点1 (相違点2) : 構成要件E (下線部)

相違点2 (相違点1) : 構成要件Dの一部 (下線部)

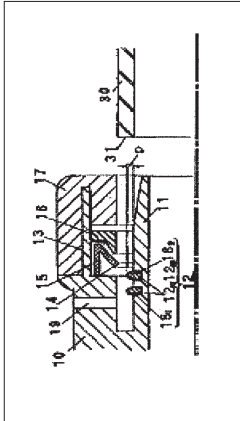
有効

進歩性あり

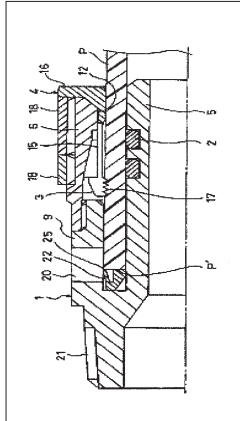
無効

進歩性なし

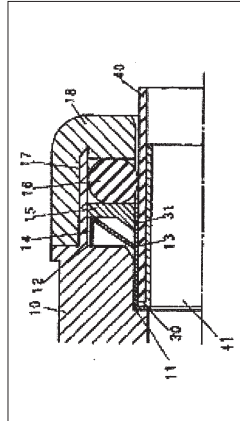
乙第23号証 [特開平11-132374号公報]



乙第4号証 [特開2002-81587号公報] (左記甲2公報と同じ)



乙第24号証 [特開平11-153272号公報]



[本件事件の引用例1～3]

[本件訂正審判と、本件侵害訴訟事件での各引用例のまとめ]